

2026 年度 小児インフルエンザ予防接種独自補助実施要領

2026 年 10 月 神戸市保健所

1. 目 的

この要領は、「行政措置予防接種実施要領」及び「神戸市定期予防接種及び行政措置予防接種費用助成要綱」に基づき、小児インフルエンザ予防接種の実施及び費用の補助について必要な事項を定める。

2. 実施主体

神戸市

3. 実施機関

神戸市内の予防接種契約医療機関

4. 実施期間

2026 年 10 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日まで

5. 補助対象者

接種日現在、神戸市民であり、生後 6 か月から 12 歳(13 歳の誕生日の前日まで)の者

6. 対象となるワクチン

(1) インフルエンザ HA ワクチン

<2026年度インフルエンザHAワクチン製造株>

A型株:A/スイス/6849/2025(IVR-278)(H1N1)

A/ミシガン/105/2025(SAN-049A)(H3N2)

B型株:B/東京/EIS13-175/2025(ビクトリア系統)

(2) 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン (フルミスト点鼻液に限る)

<2026 年度経鼻弱毒生インフルエンザワクチン製造株>

A型株:A/スイス/6849/2025(H1N1)

A/ダーウィン/1369/2025(H3N2)

B型株:B/パース/115/2025(ビクトリア系統)

※補助を受けられるのは、上記いずれかのワクチンに限る。

7. 補助額

1 回 2,000 円 (上限)

8. 補助回数

(1) インフルエンザ HA ワクチン

①2 回目接種日時点で、同一世帯に 18 歳未満のこどもが 2 人以上いる世帯…1 人 2 回 (第 1 子から適用)

②その他の世帯…1 人 1 回限り

(2) 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン…1 人 1 回限り

9. 実施方法

この事業の実施細目については、別に定める「小児インフルエンザ予防接種独自補助の手引き」による。

10. 不正利得の返還

神戸市は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。